

別紙 5

配送車両

ア 車両台数

1 台以上 ※配送対象施設へ配送できる車両とすること。

イ 装備品等

①食缶を収納するコンテナ又はボックス等は、給食の安全性及び衛生面に十分配慮したものとする。

②玖珠町給食センター及び業務対象の配膳室において、食缶の搬入を速やかに行うことができるよう工夫すること。

③給食配送時のボックス等内部温度を計測することができるよう、ボックス等後部に、正確に計測することができる温度計を取り付けること。

ウ 配送車両管理等

①配送車両は、自社において保管及び管理をし、常に清潔な状態に保つこと。

②円滑に業務を処理することができるよう、常に配送車両の整備を行っておくこと。

③配送車両に故障等が発生した場合は、業務の処理に支障がないよう、速やかに措置すること。

④配送車両（配送車両の清掃に係る洗剤、モップ等を含む。）に係る費用は、受託者とする。

⑤玖珠町は、配送車両を随時点検し、不備と認めるものについては、受託者の負担により、その取替え又は修理を命ずることができる。この場合において、受託者は、直ちに従わなければならない。

エ 使用制限

配送車両は、玖珠町の給食配送業務以外に使用する場合は、玖珠町の承諾を得なければならない。

オ 自動車保険等

配送車両について、次に掲げる内容の任意保険の契約を締結し、その保険証券の写しを提出すること。

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 2, 0 0 0 万円

カ 車両の登録

配送車両は、事前に、玖珠町の給食配送業務に適合している車両であることについての確認を受けること。また、毎年度、玖珠町が指定する日（原則として、各年度 4 月の業務開始日の 1 週間前）までに、自動車検査証の写しを提出すること。